



吾桑地区に、新しい集落支援員が就任しました。野本集落支援員が、活気ある地域を目指して笑顔で活動スタートです。

5月から吾桑地区集落支援員になりました野本です。私は吾桑を「活気があり住みよい場所に」していきたい

と考えています。もともと元気な方が多く、色々なイベントもあり、若者のグループ「ぼっけん」の活動も軌道に



婚活イベントに向けて、ほかの地域の集落支援員とお菓子を試作

乗ってきました。その一方、少子高齢化が吾桑地区でも進んでいます。

そこで、乳幼児と保護者の交流の場になり、友達作りや相談ができるようにと思いい「子育てひろば」を6月に開きました。民生委員さんや保健師さんの協力もあり、たくさんの親子に参加していただき、交流ができました。今後も月1回の開催を予定しています。この交流が色々な面で広がっていけばと思っています。

また、小学生を中心とした行事として、以前行っていたキャンプの開催を予定しています。楽しく遊ぶだけでなく防災やさまざまなルールも学べて、地域の人との交流ができる場にしたと思います。

これから、乳幼児から高齢者まで、広く交流の場をもって、皆さんの意見を聴きながら、お互い声を掛け、助け合える吾桑地域にしていきたいと考えています。皆さん、よろしくお願います。

元気創造課 元気創造係

042・3691

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当が支給されます

《特別児童扶養手当》

◆対象者◆

障害のある児童（20歳未満）を養育している人で①～③に該当している人

- ①児童の障害程度が国民年金法で定める1・2級程度
- ②児童が障害を理由とする年金を受給していない
- ③児童が福祉施設などに入所していない

◆支給月額◆ 1級 49,900円
2級 33,330円

《特別障害者手当》

◆対象者◆

20歳以上で複数の著しい重度障害のため、居宅での日常生活のなかで常時特別な介護を必要とする人

◆支給月額◆ 26,000円

《障害児福祉手当》

◆対象者◆

20歳未満の公的障害年金を受給していない人で、居宅での日常生活を送るうえで著しい制限を受ける程度の障害がある人

◆支給月額◆ 14,140円

受給を希望される方は福祉事務所障害福祉係に申請をしてください。

*要件に該当していても、所得により支給されない場合があります。

福祉事務所 障害福祉係 ☎42・3691